

横浜地裁車据置事件

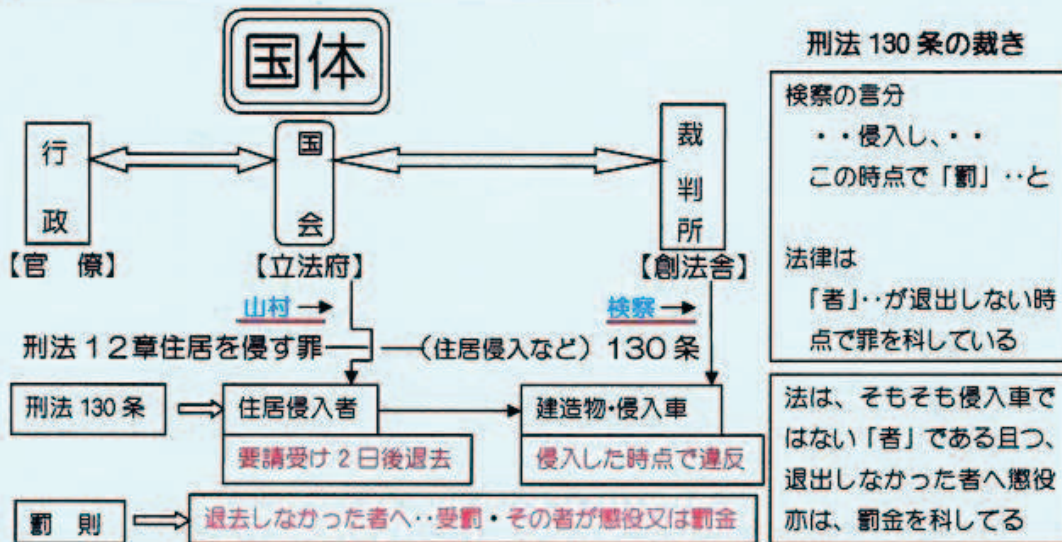
令和5年(い)167号 建造物侵入事件

其後の報告 主事；山村三郎

#・1

次頁の文参照でアンケート募集

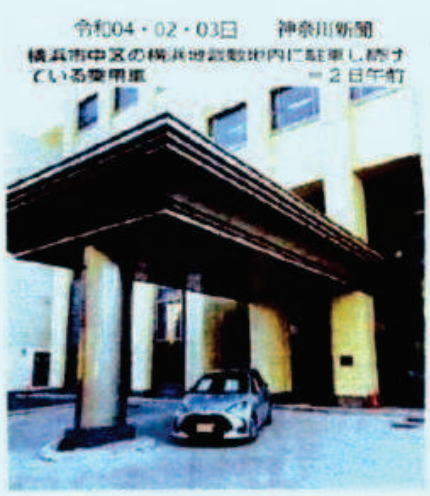
令和05年04月



130条
 正当の理由のないのに、人の住居もしくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらず、これ等の場所から退去しなかった者は、3年以内の懲役又は、10万円以下の罰金を処する

理由ないのに：裁判殿堂所で普通の口頭弁論開廷要請者増員を目的・・・と理由
 建造物：建設造営する事・大きな構造のものにつくる（建造）・一物＝建物・船・塔など
 侵入：立ち入るべきでない所に押し入ること、無理に入り込む事（広辞苑）

●地裁に車放置した男性に略式命令
 昨年1月に横浜地裁の出口前に車が放置された事案について横浜区検は20日、建造物侵入の罪で、海老名市の無職男性（66）を略式起訴した。横浜地裁は同日、罰金10万円の略式命令を出した。起訴状などによると、男性は昨年1月



令和04・02・03日 神奈川新聞
地裁の敷地に車
 1月31日から「対応検討中」
 横浜地裁（横浜市中区）の敷地内の建物出口前に、乗用車1台が1月31日から駐車し続けている。
 同地裁によると、同日午後後に駐車しているのを把握したという。地裁は「裁判所の利用者が駐車した車と認識している」としている。加賀町署によると、同署に今日1日、「車が邪魔」との通報が寄せられたという。駐車場ではない場所に停車している。車内には外側へ見えるように複数の紙が張り出されている。地裁は「現在、対応を検討中」としている。（報道部）

31日、民事訴訟に関する自身の主張を記載した紙を車に貼り付け、その車を置き去る目的で、地裁敷地内に車を運転して侵入した、とされる。
 男性は今日1日、県警に建造物侵入の疑いで逮捕された。
 令和04年02月03日

ネット掲載中

法律のこじ付け

物事には、原因と結果があるのが、当「地裁への車据置事件」への裁判所側取締りは民事裁判での「口頭弁論をしない罰」を飛び越えて結果を摘まみ上げ事件化した。それは、裁判所が、自らの不正を隠す為口頭弁論をせず、それを揉消す為社会の法則を・・飛び越えて敢えて本来問題にならない事情を感情的にこじ開けて問題化し、当兄弟裁判の弟へ又レギヌ着せてかまけた事にある。 (コメント)

新聞やネットによれば、適合する法律がないのをこじ開けて刑事事件化したのである。

訴訟基点：邪兄工場移設の詐欺

そもそも当兄弟騒動は、邪兄山村金平の弟へ「工場移転してやる」との相続を絡めて提案して置きながら突如一方的に約束を破棄した詐欺言動にある、之に便乗加勢した平成 16 年の裁判 2 審不正判決が、火に油を注ぎ上乘せた。

今回の地裁山田真紀裁判は、この邪兄と裁判所の「嘘と不正」をいちいち口頭弁論で明らかにする事にあつた、之を訴上にのせなかったがためその延長線上に車据置張り紙し口頭弁論再開をうったえたのであり、逮捕される筋合いは毛頭ない。

検察の騙し討ちで弱者へ嫌がらせ

大病者弟の逮捕により根を挙げさせることで独裁国並みに強硬措置し、一気に問題解決を図った。この策略は、10 万円罰を科し弟へは「命」に代えて負を認めさせた。ところが、受け取った起訴状での 車据置目的は、3/15 日の検察への説明と異なり車に貼って口頭弁論延長の求弁論再開と共に担当部署へ交渉往くとしたのが車に・・主張を貼って西側出口より侵入・・置き去ることが目的 としてある。

正規の説明通り処理すれば、私弟は「無罪」・・が、今また別な問題が創出された。起訴状は、その核心を取っ違えた「新たな嘘」で問題を提起した事になる。

適法なし → 裁判所が不正隠し

そもそも、この刑法 130 条は、12 章住居を侵す罰 に相応しくない逮捕である。ここへこじつけるには、建造物≒(敷地) に発想起点を置いたこじ付けがある。ちっぽけな国民を潰し、その裏側で平成 16 年捏造判決を山田裁判官が訴訟指揮で逸らし、当の退職高裁判長は、勲章も上位の・・瑞宝重光章を授与している。亦ネット上では、「無断駐車権利云々」を問題にしているが、裁判所では人事が絡むキナ臭い大問題が噴き出る瀬戸際にある・・表裏の要検証を強く求めたい。

国民的検証が必要

私弟は、邪兄山村金平と組んだ大久保博弁護士と現弁護士会副会長飯島奈津子・・そして裁判官の三角関係は・・弁護士法社会正義に照らし検証する必要がある。また、平成 22 年裁判所の暴力組織 15・6 人に雁字搦めされぶん殴られたことから推測し、之の進展事情からすれば、私弟が消される一歩手前の状況にもある。

之は、隠れた司法全体の国民的大問題と受け止めています、全国民が之に関心を持ち今回の据置車と共に「逮捕留置を検証」下されたく広報いたします。

東京弁護士会の弁護士調査でも 80%が、裁判での国民弱者の不利益性を認めている。裁判所の弱者潰しと司法に於ける公正さを再確認する必要があると思われまふ。これをキッカケに「司法改善・裁判官自覚」を僭越ながら国民各位に促したい。全国民各位による司法全体の検証・そしてそれへの意見を募り問題を共有するため各位の参加を呼び掛けると共に、その国家的協力と投稿をお願いいたします。

横浜地裁車据置事件

29

令和5年(い)167号 建造物侵入事件

其後の報告 主事：山村三郎

#・2

民事裁判基点と概要

私弟の自営鉄構所所が昭和45年5月1日工場拡張に伴って産業公害発生・・・
邪兄山村金平が共々心配工場近隣を買収するっとしたが、不成功に終わる・・・

「じゃ、工場移っちめーよ・・・俺が出してやるから」 (昭和45年秋)

翌日妻が、邪兄夫婦へ礼に挨拶訪問、妻が移設事情を話した・・・途端

邪義姉【お父さん・・・そんな金何処にあんのよ・・・!】

邪兄「うっせ・・・てめーはかんげねー黙ってろ・・・!」 (相続意識して)

妻【・・・そんな喧嘩しないでくださいよ・・・とりあえず帰ります
・・・よろしくをお願いします】

其の後、私弟も不安で2回程確認したところ「首を縦に振り」不動である・・・と
年が明け

昭和46・2・1日移設・・・建設段取りも多忙になる中、土木工事が先行している、そんな夜状況報告と概算金額を提示相談に訪問、農家の2月炬燵へ足を入れるその前に

「俺は知らねーぞ、お前の工場だどうしようと・・・勝手にやればいいや・・・!」
落胆と共になんてことか、人間として血が通ってるとは到底思えない。寒空の下たどり着いて暖を取るも束の間・・・一方的な出資の拒絶後は、同じ事・同じ言葉の繰り返し
の未止む無く席を立つ、その2歩も歩いたか・・・

「おい・・・!、お前とはもう付き合わねーや・・・!」 簡単に受・・・断交宣告

以降修復へ努力するも、如何様にも不可、平成5年暮上姉の葬儀を機に訴訟合戦

弁護士・・・受買収と不正

訴訟初期は、双方代理人付けたが、私弟弁護士が買収され以降本人訴訟で繕う
その結果は、法曹三者を向こうに置いての争訟、遣られ放題無駄な時間繕いだっただ
只

今回は、口頭弁論実施を必須とし、若しそれをしないなら予め・・・求・・・裁判官交代とす
その口頭弁論は、【裁判所の平成9年の冤罪刑事事件・同16年民訴246違反判決・
同22年邪兄偽造録音の証拠採用・同ぶん殴られ事件】【邪兄側：相続登記の文書偽造・
弁士買収・虚偽告訴・嘘裁判・録音偽造等々】不正11案件を如何に想って居るかの審議
を求めた、山田真紀裁判長は、裁判料を積算し直して請求それを支払ってきた、にも
拘らず私弟へこの審議の一切をさせず・・・これ等を踏まえて判決するとして閉廷した。

適法なくテッチアゲ逮捕

よって、口頭弁論再開3回申出てもダメ・・・故、訴追申請・忌避申立・告訴15回もダメ
これ等全てが尽くダメな為、自家用車内側に弁論再開を求めて自車を据え置いた。
この裁判所を筆頭にした法曹3団体が束になって、弟独りが専制攻撃を掛けられた
之に追い打ったのが裁判所自らの不正は隠して、形振り構わずやみ雲に私弟を拘束し
て締め上げたって事。その逮捕は、最初は該当する法律がない故無理矢理勝手に検察
と裁判所が、刑法12章住居を侵す罪ではない刑法130条をでっち上げたのである。

3 悪辣行為が逆出世

読後の皆さん・・・筋書きは、理解願えましたでしょうか

つまり、司法側は自己の非はひた隠しメンツを保ち・威厳力で押え込む。司法側は独立を盾に何でも仕掛け・如何なることも国民・・それもちっぼけな国民へ負を擦り付けて誉を囲い込む。それが為、口頭弁論を省略した・・裁判官とゆう仕事をしないで裁判所の不正を揉み消した功績で急速盛岡家裁の所長に栄転・早期に据置車をシートカブせて且つ早期に追い払って地裁面子を繕ったとの事か、**団藤文士所長は名古屋高裁長官との栄誉**に浴した。現場で拝みます頼みますで地下鉄みらい線改札口まで拝みに来た橋本課長は、何故か出世街道からそれたか・・・留まっている様である。

公舎規定?→所長命令?・・・→刑法?

この橋本課長最初は、公舎規程に基づきどけろ・次には所長命令であるからどけろ。何れも書面を要求したが提示しなかった、特に、所長命令は特段の事象であり強くその書面を要求し提示するのが、当然であるとまでしたが出さず仕舞いであった。

問1・それが、1年1ヵ月しての・・・刑法130条に変わったのは如何様な事か。??

130条は章示の通り住居侵入での適用である。

同時に警察官もあの場に居合わせたにも拘らず“現行犯逮捕”は無かった。

之は、平成28年有斐閣；西田典之・山口厚・佐伯仁志・日本評論社；阿部純二等38人の編者による各コンメンタールは、夫々**個人的法益に対する罪と理解・個人的法益**

問2・**に対する罪**と認定している。検察裁判所は明らかに真違い・・・私は無罪である。

その上起訴状等は、**主張記載貼紙置き去る目的とし、西側出入り口から侵入した**・・・

問3・としている。・・・之は3/15日調査捜査での話と大きく違うデタラメである。

上位者の我儂

世界各国もこうであるかも知れないが、裁判所は監視が居ない。独立を盾に自分達でやりたい放題・・・当該令和2年(ワ)3631号も前述した通り口頭弁論しないこの非を蔑ろに逮捕する、之が告訴は突っ返され続ける挙句の果ては、忌避申立てで簡易却下とやらを勝手に設け創法、自ら罪を逃れている事実は、裁判当事者ですら入れない。もっとも、安倍首相夫人は森村学園の校長までしていても、安倍総理は

「一切関わっていない、若し関わって居たら総理大臣は勿論議員もやめる」・・・と。日本国会は何を如何様に審議しているのか、桜会も同様5,000円で全てを賄った、それを5年間も知らなかった事で責任は問われなかった。

ちなみに私の平成9年「暴力等・・・処罰法違反事件」は、街宣受依者が、私に無断で邪兄面会をした=脅しと決め付け、全く事情を知らない私を、共謀罪と決め付けた。さて

世界は、露国のウクライナ侵攻で高揚し日本国も防衛費40兆円を上乗せた、世界に便乗・必要であるかも知れないが、この独立司法へも国会の目配りが必要である。何せ、司法作業は価値を創出しない金を消費するだけそして国民には目立たない。国会の一翼を担う“訴追委員会”が国会を代行して、同じ裁判官に3回・3人の訴追申請がきたら40兆とはしない・・・84円の予算を組んでもらえまいか、1通のイエロカードを、郵送してそのカードが3枚になったら弾劾裁判開廷で如何・・・

「84円3回の **イエローカード→弾劾裁判** お願いいたします」
私は、こんなことを国家の為に真剣に考えています、協力くださいお願いします。

横浜地裁車据置事件

令和5年(い)167号 建造物侵入事件

其後の報告 主事：山村三郎

#・3

民事裁判事情

令和05・04月

令和2年(ワ)第3631号'受'工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件

請求の主旨

- 1 被告は、原告へ金100/非・・万円及び、昭和46年2月1日から支払済み迄年5分割合の金員を支払え、且つ、裁判所の附帯責任処理せよ
 - 2 平成14年(ハ)370号損害賠償裁判他による民事訴訟法209条違反が令和2年調停申請で再度繰り返されたので改めて厳罰に処し、且つ各裁判後行状は、民法1条違反と思料でき弁護士共々附帯制裁取締まる
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求め

別途「嘘と不正表」の中身を審議し、嘘と誠・・を明示する裁判である。

対して、山田真紀担当裁判官は、私弟の提示裁判料に上乗せて別途積算裁判料18,000円を徴収して置きながら、口頭弁論とゆう重大手続を怠ったのである。即ち、通常裁判である、訴状・答弁書・準備書面やり取り・口頭弁論→判決・・との極当たり前の裁判へ念を押して求め続けてきたにも拘らず、それを回避した。そして、この行程を踏まないで終結することは絶対にダメとし、もし省略し中身のない口頭弁論での裁判であるなら、予め交代を求めてもた。

中身のない裁判は、何拾回もしてきたが、裁判する意味がない故今回は必ず中身のある裁判の為に予め告辞してきたのが、その口頭弁論は中身に入らせず

「全てを踏まえて判決する・・(とし)、口頭弁論は終結する」

と、勝手に口頭弁論をせず引き揚げた、言葉で追い駆けもしたが適わず終結。

其の後は、口頭弁論求再開を申請したがダメ、止む無く忌避申立・訴追申請・告訴・・等々をしながら書記官を通して再開を求め続けてきた。

この事情から通常の催促では、弁論再開は到底受け入れてもらえない。この事が裁判所敷地に自車を据置内側に再開をうったえた次第であり、この事情を弁えず逮捕拘留は、真違いは明白である。裁判所が、違反・・不正である。

その上に弁論調書は、ほぼ全てを・・陳述 とある、裁判料取上げた詐欺である。然も、事件とされた当初は、前述した通り該当法律がない、刑法130条はあくまで・刑法・12章住居を侵す罪 であって裁判所を侵す罪ではない。

これ等デタラメ事情を考慮すれば、山田裁判官自体が逮捕拘留される対象である。

国家的検証と問題

最初に書いた通り、物事は、原因があって結果がある、その結果を先に摘み上げ、然もその原因や理由を問わない逮捕は、今回の限られた 車据置事情 以外ない。では何故、原因理由を問わないか…否…問えない。平成 16 年高裁判決の威力で地裁 謝訴宣告をひっくり返した 2 枚舌判決と、22 年大久保博事務所と神奈川弁護士会副会長飯島奈津子が先頭に立ってした偽造録音を隠さねばならないからである。逮捕の前にこの事情が明らかになることが必要な順序であり、5 月裁判で明確にする。

日本国は、民主主義法治国と銘打つも現実には、目に見えない言論統制国である。そこには裁判所が、諸デタラメ判決は訴訟指揮で覆いかぶし、本人訴訟者弟を潰すことが、今や裁判所の仕事であり、上を向いて長いものに捲かれて嘗を得る。当車据置事情は、未解決の仮裁判所の負を有耶無耶にし山田真紀裁判長は、盛岡家裁所長・団藤文士所長は名古屋高裁長官に各々平穩に昇格される事が狙いだった。さて

裁判官嘗はさて置き、この裁判運営たるや多くの問題が山積している、然し国民もそして国会もその独立を盾に全くのお座なりと云える。

ここで東京弁護士会弁護士へのアンケート調査の一端を紹介してみます。

日本は久しく・・・その裁判は長すぎるとされてきた、それは日本民族の丁寧さ几帳面さにも係る事ではないでしょうか。それが平成 15 年とかに「迅速法」が出来て一変したと云えるのかもしれない。対してアンケートは

{ 適正審理は不可能性がある -98.2% とし、
{ 弱者に不利益となる ・・-71 % となっている

本人訴訟者は、成す術がない。今回逮捕もこの典型と云える。もっとも本人訴訟は裁判所側は実質相手にしてない。只、本人訴訟同士になれば事情は変わる、弁護士選任者対本人訴訟者では裁判とゆう名になってない、単なる既定行事である。36 回迅速法検討会結果で秋吉仁美委員は、その 9 頁で

本人訴訟は、・・・手続説明や当事者の言分整理等に多くの時間が掛かる・・・としているところが、裁判経緯表 10 の通り平(ワ)23 年 2866 号金額一任残額請求裁判では今回裁判同様に原被告双方の提出書類を確認しただけ・・・約 3 分で弁論を閉廷

『裁判長・・・！』 『裁判長一寸・・・(待ってください)』

秋吉委員は如何にも空々しい、三言目には、強制退去命令で法廷外に摘み出された。因みに本人訴訟同士なら丁寧な説明で、ほぼ 1 回で双方が納得して終わっている。司法統計も両方に弁護士選任裁判は 2.3 回、本人訴訟が国家社会に貢献的である。あらゆる場面で裁判所のしている事は逆様か・・・正にデタラメ・・・！。訴訟指揮権行使と迅速法の運用・・・全てがデタラメ、関係各位の反省並びに国民そして国会が、この金を産まない司法に関心を持ち個々の検証が必要である。